

令和6年5月定例会 教育長報告

行 事 表	
4月27日(土)	令和6年度能代市山本郡退職校長会総会、懇親会（プラザ都）
4月30日(火)	令和6年度第1回二ツ井公民館分館長・主事補会議
5月 9日(木)	第74回全国都市教育長協議会定期総会、研究大会 (～5月10日 長崎県長崎市)
5月13日(月)	市議会5月臨時会（本庁舎 議場）
5月14日(火)	秋田県教育委員会教育長来訪（二ツ井町庁舎 庁議室）
〃	令和6年度能代市校長会第1回研修会（能代東中学校）
5月15日(水)	校長面談（各小学校：二ツ井町庁舎 庁議室）
5月16日(木)	校長面談（各中学校：二ツ井町庁舎 庁議室）
5月20日(月)	第1回能代市立小中学校事務共同実施推進協議会（二ツ井町庁舎 庁議室）
5月22日(水)	令和6年度能代市・山本郡初任者研修Ⅰ（二ツ井町庁舎 大会議室）
5月23日(木)	教育長及び西村教育委員辞令交付式（本庁舎 市長応接室）
〃	教育委員会定例会（本庁舎 会議室9・10）
5月26日(日)	能代市献花式（大森慰霊碑）
5月27日(月)	令和6年度能代山本租税教育推進協議会定期総会（能代合同庁舎）
5月29日(水)	秋田県都市教育長協議会定期総会（秋田市役所）
〃	秋田県市町村教育委員会連合会第1回定期総会（秋田市役所）
5月30日(木)	令和6年度能代山本市町教育委員会連合会総会 (二ツ井町庁舎 大会議室)
〃	令和6年度第1回能代・山本地区教科用図書採択地区協議会 (二ツ井町庁舎 大会議室)
6月 4日(火)	市議会定例会（～24日 本庁舎 議場）
6月20日(木)	令和6年度第1回社会教育委員の会議（二ツ井町庁舎 大会議室）
6月25日(火)	教育委員会定例会（二ツ井町庁舎 大会議室）

承認第4号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和6年5月23日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

4月1日付け教育委員会職員の人事異動に伴い、所要の改正をするもの及び能代市職員の自己啓発等の休業に関する条例等の制定に伴い、職員の休業等に係る専決規定を設けようとするものである。

3 臨時代理年月日

令和6年4月1日

能代市教育委員会訓令第1号

庁中一般・関係各所

能代市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

能代市教育委員会教育長 高橋誠也

能代市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

能代市教育委員会事務決裁規程（平成18年能代市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「給食センター所長、文化財資料収蔵庫所長」を「学校給食センター所長」に改める。

別表各職位の専決区分表2 服務（人事）関係の表育児を行う職員の部分休業又は介護時間の承認の部の次に次のように加える。

職員の 休業の 承認	1 職員（部長、校長を除く。）の休業の承認	○				
	2 次長及び課長等の休業承認期間中における申請に基づく取消し	○				
	3 課、施設及び教育機関所属職員の休業承認期間中における申請に基づく取消し		○	○		

別表備考1中「、室長」を削り、同表備考2中「給食センター所長補佐及び室長補佐」を「所長補佐及び室長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

能代市教育委員会事務決裁規程 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(不在代決)</p> <p>第8条 教育等が不在のときは、部長がその事務を代決することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 課長(能代教育事務所長、教育研究所長、<u>給食センター</u>所長、<u>文化財資料収蔵庫</u>所長、図書館長、を含む。以下別表において同じ。)が不在のときは、課館所内における課長補佐(室の事務にあつては、室長。次項において同じ。)、館長補佐又は所長補佐がその事務を代決することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>第9条 ~ 附則 (略)</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>1 庶務関係 (略)</p> <p>2 服務(人事)関係</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 この表において「課長等」とは、課長、<u>室長</u>及び参事をいう。</p> <p>2 この表において「課長補佐等」とは、課長補佐、館長補佐、<u>給食センター所長補佐</u>及び<u>室長補佐</u>をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(不在代決)</p> <p>第8条 教育等が不在のときは、部長がその事務を代決することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 課長(能代教育事務所長、教育研究所長、<u>学校給食センター</u>所長、<u>文化財資料収蔵庫</u>所長、図書館長、を含む。以下別表において同じ。)が不在のときは、課館所内における課長補佐(室の事務にあつては、室長。次項において同じ。)、館長補佐又は所長補佐がその事務を代決することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>第9条 ~ 附則 (略)</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>1 庶務関係 (略)</p> <p>2 服務(人事)関係</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 この表において「課長等」とは、課長、<u>室長</u>及び参事をいう。</p> <p>2 この表において「課長補佐等」とは、課長補佐、館長補佐、<u>学校給食センター所長補佐</u>及び<u>室長補佐</u>をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>

【別記】

改正前

専決事項		専決区分				
		部長	課長・校長	地区公民館長・施設長	係長	特定専決者
育児を行う職員の部分休業又は介護時間の承認	1 職員（部長、校長を除く。）の部分休業又は介護時間の承認	○				
	2 次長及び課長等の部分休業承認期間中又は介護時間承認期間中における申請に基づく取消し	○				
	3 課、施設及び教育機関所属職員の部分休業承認期間中又は介護時間承認期間中における申請に基づく取消し		○	○		

改正後

専決事項		専決区分				
		部長	課長・校長	地区公民館長・施設長	係長	特定専決者
育児を行う職員の部分休業又は介護時間の承認	1 職員（部長、校長を除く。）の部分休業又は介護時間の承認	○				
	2 次長及び課長等の部分休業承認期間中又は介護時間承認期間中における申請に基づく取消し	○				
	3 課、施設及び教育機関所属職員の部分休業承認期間中又は介護時間承認期間中における申請に基づく取消し		○	○		
職員の休業の承認	1 職員（部長、校長を除く。）の休業の承認	○				
	2 次長及び課長等の休業承認期間中における申請に基づく取消し	○				
	3 課、施設及び教育機関所属職員の休業承認期間中における申請に基づく取消し		○	○		

承認第5号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和6年5月23日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

4月1日付け教育委員会職員の人事異動に伴い、所要の改正をしようとするものである。

3 臨時代理年月日

令和6年4月1日

能代市教育委員会訓令第2号

庁中一般・関係各所

能代市立二ツ井図書館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市立二ツ井図書館処務規程の一部を改正する訓令

能代市立二ツ井図書館処務規程（平成31年能代市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び職員」を削り、同条第2項中「館長補佐」の次に「、主席主査」を加える。

第4条中第9項を第10項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 主席主査は、上司の命を受けて、図書館内の連携・調整等を補佐し、図書館の事務を処理する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

能代市立二ツ井図書館処務規程 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第3条 図書館に館長、係に係長及び職員を置く。</p> <p>2 図書館に、必要により館長補佐_____、主査、主任、行政専門員、主事、主任業務員及び司書を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 図書館の職員の職務は、次のとおりとする。</p> <p>2 ～ 3 (略)</p> <p>4 係長は、上司の命を受けて、所属職員を指揮監督し、主管事務を掌理する。</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>5 主査は、上司の命を受けて、図書館の事務を分担処理する。</p> <p>6 主任及び行政専門員は、上司の命を受けて、係等の事務又は技術を分掌する。</p> <p>7 主事は、上司の命を受けて、図書館の事務に従事する。</p> <p>8 主任業務員は、上司の命を受けて、労務の業務に従事する。</p> <p>9 司書は、図書館の専門的事務に従事する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 図書館に館長、係に係長_____を置く。</p> <p>2 図書館に、必要により館長補佐、<u>主席主査</u>、主査、主任、行政専門員、主事、主任業務員及び司書を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 図書館の職員の職務は、次のとおりとする。</p> <p>2 ～ 3 (略)</p> <p>4 係長は、上司の命を受けて、所属職員を指揮監督し、主管事務を掌理する。</p> <p>5 <u>主席主査は、上司の命を受けて、図書館内の連携・調整等を補佐し、図書館の事務を処理する。</u></p> <p>6 主査は、上司の命を受けて、図書館の事務を分担処理する。</p> <p>7 主任及び行政専門員は、上司の命を受けて、係等の事務又は技術を分掌する。</p> <p>8 主事は、上司の命を受けて、図書館の事務に従事する。</p> <p>9 主任業務員は、上司の命を受けて、労務の業務に従事する。</p> <p>10 司書は、図書館の専門的事務に従事する。</p>

承認第6号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和6年5月23日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

能代市教育委員会関係職員の人事異動を発令しようとするものである。

3 臨時代理年月日

令和6年5月13日

能代市人事異動発令 (令和6年5月14日付)
教育委員会事務局

併任 (令和6年5月14日付)

事務取扱・兼務・併任事項	本 務	氏 名	備 考
総務部総務課行政専門員、市民福祉部福祉課行政専門員併任	教育部学校給食センター行政専門員	伊 藤 守	

議案第21号

能代市社会教育委員の委嘱について

能代市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例（平成18年能代市条例第75号）第2条の規定に基づき、能代市社会教育委員を別紙のとおり委嘱する。

令和6年5月23日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

能代市社会教育委員の任期が令和6年5月31日で満了することから、新たに委嘱しようとするものである。

能代市社会教育委員名簿

任 期 令和6年6月 1日から
令和8年5月31日まで

氏 名	所属等	備 考
堀 江 岳 志	能代市校長会	新 任
藤 原 孝 一	能代地区高校校長会	新 任
平 川 敬 悦	能代市山本郡PTA連合会	新 任
嶋 田 節 子	能代市芸術文化協会	再 任
佐 藤 宏 樹	能代青年会議所	新 任
青 山 正 夫	能代市スポーツ協会	再 任
大 山 博 子	家庭教育活動者	再 任
佐 藤 勝 明	学識経験者	再 任
瀧 川 宗 一	学識経験者	新 任

議案第 22 号

能代市公民館運営審議会委員の委嘱について

能代市公民館条例（平成 18 年能代市条例第 77 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、能代市公民館運営審議会委員を別紙のとおり委嘱する。

令和 6 年 5 月 23 日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

能代市公民館運営審議会委員の任期が令和 6 年 5 月 31 日で満了することから、新たに委嘱しようとするものである。

能代市公民館運営審議会委員名簿

任 期 令和6年6月 1日から
令和8年5月31日まで

氏 名	所属等	備 考
谷 内 直 毅	能代市校長会	新 任
川 村 寿 紀	能代地区高校校長会	再 任
愛 澤 美 穂	能代市山本郡PTA連合会	新 任
阿 部 茂 樹	能代公共職業安定所	新 任
登 藤 舞 花	能代商工会議所	新 任
高 砂 響	能代市勤労青少年ホーム利用者連絡協議会	再 任
畠 山 広 宣	能代市勤労青少年ホーム利用者連絡協議会	再 任
佐々木 則 子	能代市働く婦人の家利用グループ連絡協議会	新 任
山王丸 幸 子	能代市働く婦人の家利用グループ連絡協議会	新 任
浅 理 金 蔵	能代市自治会連合協議会	再 任
泉 久美子	利用者代表	再 任
塩 谷 洋 子	利用者代表	再 任
畠 山 勝 子	利用者代表	再 任
藤 田 貴 子	学識経験者	再 任
野 村 重 公	学識経験者	再 任

議案第23号

能代市子ども館運営協議会委員の委嘱について

能代市子ども館運営協議会規則（平成18年能代市教育委員会規則第35号）第2条の規定に基づき、能代市子ども館運営協議会委員を別紙のとおり委嘱する。

令和6年5月23日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

能代市子ども館運営協議会委員の任期が令和6年5月31日で満了することから、新たに委嘱しようとするものである。

能代市子ども館運営協議会委員名簿

任 期 令和6年6月 1日から
令和8年5月31日まで

氏 名	所属等	備 考
菊 池 香 里	能代市山本郡P T A連合会	新 任
楠 清 孝	能代市子ども会育成連合会	再 任
宮 腰 徹	能代市生涯学習奨励員協議会	新 任
三 洲 龍 太	能代市校長会	新 任
武 田 呈	能代市私立幼稚園協会	再 任
保 坂 公 咲	学識経験者	再 任
青 山 功 基	秋田県教育庁北教育事務所山本出張所	再 任

議案第 24 号

能代市文化会館運営協議会委員の委嘱について

能代市文化会館運営協議会規則（平成 18 年能代市教育委員会規則第 38 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、能代市文化会館運営協議会委員を別紙のとおり委嘱する。

令和 6 年 5 月 23 日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

能代市文化会館運営協議会委員の任期が令和 6 年 5 月 31 日で満了することから、新たに委嘱しようとするものである。

能代市文化会館運営協議会委員名簿

任 期 令和6年6月 1日から
令和8年5月31日まで

氏 名	所属等	備 考
菅 野 佑 香	能代市中学校芸術鑑賞教室協議会	再 任
松 岡 浩 行	能代山本地区吹奏楽連盟	再 任
酒 井 正 信	能代青年会議所	新 任
佐 藤 花 紀	学識経験者	再 任
加 賀 義 章	学識経験者	再 任
庄 司 陽 子	利用者代表	新 任
山 田 廣 幸	利用者代表	再 任
関 口 美奈子	利用者代表	再 任

議案第25号

能代市二ツ井公民館分館運営委員の委嘱について

能代市公民館の管理運営に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第24号）第18条第4項の規定に基づき、能代市二ツ井公民館分館運営委員を別紙のとおり委嘱する。

令和6年5月23日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市二ツ井公民館分館運営委員名簿

任期 令和6年6月 1日から
令和8年3月31日まで

分館名及び役職		氏 名	備 考
仁 鮎	運営委員	我妻 祥子	新 任

提案理由

能代市二ツ井公民館分館運営委員を新たに委嘱しようとするものである。

議案第26号

令和6年度能代市一般会計補正予算案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和6年5月23日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

令和6年度能代市一般会計補正予算（第2号）歳入内訳

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
14款 国庫支出金				
2項 国庫補助金				
5目 教育費国庫補助金	16,688	16,440	33,128	○小学校費補助金 学校保健特別対策事業費補助金 78
				○中学校費補助金 理科教育設備整備費等補助金 2,188 学校保健特別対策事業費補助金 106
				○社会教育費補助金 埋蔵文化財発掘調査費補助金 △3,354 デジタル田園都市国家構想交付金 559
				○保健体育費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 16,863
15款 県支出金				
2項 県補助金				
7目 教育費県補助金	8,740	△22	8,718	○社会教育費補助金 埋蔵文化財発掘調査費補助金 △22
17款 寄附金				
1項 寄附金				
3目 教育費寄附金	0	100	100	○教育総務費寄附金 奨学基金寄附金 100

令和6年度能代市一般会計補正予算（第2号）歳出内訳

10款 教育費 1項 教育総務費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
3 教育助成費	133,926	100	134,026	奨学基金積立金 100

10款 教育費 2項 小学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
1 学校管理費	174,794	159	174,953	学校保健特別対策事業費 159

10款 教育費 3項 中学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
1 学校管理費	139,029	217	139,246	学校保健特別対策事業費 217
2 教育振興費	86,430	4,376	90,806	振興費 4,376

10款 教育費 4項 社会教育費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
1 社会教育総務費	252,327	△5,993	246,334	檜山安東氏城館跡保存管理事業費 △6,033 埋蔵文化財調査事業費 △719 能代市文化財資料収蔵庫管理費 759
2 公民館費	344,941	873	345,814	管理運営費 873
3 文化会館費	102,037	1,254	103,291	管理運営費 1,254

10款 教育費 5項 保健体育費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
3 学校給食費	436,654	607	437,261	車両管理費 607

【債務負担行為】

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
クラウド型収蔵品管理システム使用料	令和6年度～令和8年度	1,089

議案第 27 号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和 6 年 5 月 23 日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

議案第62号

能代市総合体育館大規模改修工事（建築主体工事）の請負契約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び能代市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年能代市条例第41号）第2条の規定により、次のとおり契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

能代市長 齊藤 滋 宣

- 1 工 事 名 能代市総合体育館大規模改修工事（建築主体工事）
- 2 契 約 金 額 435,600,000円
- 3 契約の相手方 能代市万町4番29号
中田・大高・サンワ特定建設工事共同企業体
代表者 中田建設株式会社 能代本店
能代本店長 後 藤 健 二
- 4 工 事 場 所 能代市総合体育館地内
- 5 契 約 の 方 法 条件付一般競争入札

提案理由

能代市総合体育館大規模改修工事（建築主体工事）の請負契約を締結しようとするものである。

入札調書				
日時	令和6年5月10日 午前10時00分			
工事名又は件名	能代市総合体育館大規模改修工事（建築主体工事）			
入札者		入札回数		
商号又は名称	代表者氏名	1回		
中田・大高・サンワ特定建設工事共同企業体	後藤 健二	396,000,000	落札	
入札書比較価格	落札金額	落札者		
404,000,000 円	396,000,000 円	中田・大高・サンワ特定建設工事共同企業体		
予定価格	契約予定金額			
444,400,000 円	435,600,000 円			

議案第28号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和6年5月23日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

議案第63号

能代市総合体育館大規模改修工事（機械設備工事）の請負契約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び能代市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年能代市条例第41号）第2条の規定により、次のとおり契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

能代市長 齊藤 滋 宣

- 1 工 事 名 能代市総合体育館大規模改修工事（機械設備工事）
- 2 契 約 金 額 502,700,000円
- 3 契約の相手方 能代市能代町字中川原33番地57
協立・山二施設・児玉水道特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 協立
代表取締役 川 間 一 平
- 4 工 事 場 所 能代市総合体育館地内
- 5 契 約 の 方 法 条件付一般競争入札

提案理由

能代市総合体育館大規模改修工事（機械設備工事）の請負契約を締結しようとするものである。

入札調書				
日時	令和6年5月10日 午前10時00分			
工事名又は件名	能代市総合体育館大規模改修工事（機械設備工事）			
入札者		入札回数		
商号又は名称	代表者氏名	1回		
協立・山二施設・児玉水道 特定建設工事共同企業体	川間 一平	457,000,000	落札	
入札書比較価格	落札金額	落札者		
462,300,000 円	457,000,000 円	協立・山二施設・児玉水道特定建設工事共同企業体		
予定価格	契約予定金額			
508,530,000 円	502,700,000 円			